

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を
改正する規則

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「264,000円」を「条例第3条第4項第1号の規定の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員のうち、職務の区分が第2号区分に該当する者の例による額」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。